



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 500人を超える会社の場合、10月からはパートでも社会保険に加入しなければならないそうですが、わが社はどうしたらよいのでしょうか？

A1 御社は500人を超えるのですね！従業員が500人を超える場合、一定の働き方をとするパートは今年の10月1日から社会保険に加入しなければならないとなります。該当すると思われる会社としては、どのような手順で手続きをしたらよいのか気になりますね。

500人超とは、どこまでを指すのでしょうか？
つい最近、具体的なQ&Aが示されましたので、お話ししたいと思います。

500人超とは、(法人の場合) 同一の法人番号を有するすべての適用事業所に使用されている「被保険者の総数が常時500人を超えるか否か」で判断されます。今後は、被保険者500人超の適用事業所を「特定適用事業所」と呼ぶそうです。

法人全体としてその「特定適用事業所」に該当すれば、人数の少ない支店も含め加入しなければなりません。逆に、短時間パートが多く従業員総数が1,000人を超えていても、「現在の被保険者数が500人以下」のため該当しないケースもあります。あくまでも、直近の期間の被保険者数が500人を超えるというのが判断となります。

原則として平成27年10月～平成28年7月までの期間に、被保険者数が500人を超える月数が6か月以上確認された場合、8月頃に「特定適用事業所に該当する旨のお知らせ」が送付されます。

各会社の対応としては、その通知が来たらパートの従業員に対して、社会保険に加入しなければならない旨を周知し、加入手続きを取ることになりそうですね。

「Q&A集」が示されましたが、内容についての詳細な質問が社労士などから相次ぎ、年金機構ではさらに詳細を詰めているそうなので、公表までもう少々お待ちください。

Q2 では、今回の改正で社会保険に加入しなければならないパートの条件を教えてください。また、加入によるメリット・デメリットとは何なのでしょう？

A2 現在は、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の3/4以上である短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険の被保険者となると決められていますが、10月1日以降は3/4を満たさない場合であっても、次の5要件を満たす場合は新たに被保険者となります。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上
1年単位の変形労働時間制の場合は、1年間の所定労働時間を52で割って1週間分を計算。
- ②月額8.8万円以上
臨時に支払われる賃金、賞与、時間外手当等、通勤手当(最低賃金算入しない賃金)を除く
- ③雇用期間が継続して1年以上見込まれる
- ④学生でないこと
- ⑤常時500人超の被保険者を使用する、特定適用事業所に雇用されている

◎メリット

1. 将来もらえる年金が増える
2. 障害になった場合など多くの年金がもらえる
3. 医療保険の給付も充実
(傷病手当金・出産手当金は国保には無い制度)
4. 保険料のうち半分は事業主が負担(労使折半)

●デメリット

1. 配偶者の社会保険上の扶養から外れ、保険料負担分の手取り収入が減少
2. 配偶者が家族手当を受けている場合、減額または不支給により、世帯収入が減る可能性あり
10月1日よりパートを社会保険に加入させなければならないのは事業規模が大きい会社ですね。人件費が増加しますが、パートを今まで以上に重要な戦力と捉えて頂ければ社労士としては嬉しいです。【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980